

議第198号

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月25日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「及び京都市洛西ふれあいの里療護園」及び「京都市洛西ふれあいの里更生園及び」を削る。

第6条第3項及び第8条第2項第3号中「京都市洛西ふれあいの里更生園及び」を削る。

別表第1京都市洛西ふれあいの里デイサービスセンターの項及び京都市洛西ふれあいの里授産園の項を削る。

別表第2京都市洛西ふれあいの里療護園の項及び京都市洛西ふれあいの里更生園の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

京都市洛西ふれあいの里デイサービスセンターほか3施設を廃止する必要があるので提案する。